

（趣旨）

第 1 条 この規則は、檜原村企（起）業誘致促進条例（平成 21 年条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（指定の要件）

第 3 条 条例で規定する指定事業者の指定を受けることができる企（起）業者は、条例第 5 条で定める要件のほか、2 人以上を常用雇用し、常用雇用者の 2 分の 1 以上が原則として村内に住所を有し企（起）業者の代表者の配偶者又は 3 親等以内の親族でない者であることを要件とする。ただし、個人事業者の場合は、原則として村内に住所を有し個人事業者の配偶者又は 3 親等以内の親族でない者を 1 人以上雇用することを要件とする。

（指定事業者の申請）

第 4 条 条例第 6 条の規定により指定事業者の指定を受けようとする企（起）業者は、当該事業所の設置に着手しようとする 30 日前までに、檜原村指定事業者指定申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、添付書類については、村長が必要がないと認めるときはこれを省略することができる。

- （1） 定款の写し又はそれに代わるもの
- （2） 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、住民票の写し）
- （3） 直近 3 営業年度の決算書の写し（個人事業者にあつては、確定申告書の写し）
- （4） 具体的な内容を記載した事業計画書（様式任意）
- （5） 事業所の位置及び配置が分かる図面
- （6） 事業所の建設計画概要書及び概要図
- （7） 事業所の工事請負契約及び建設請負契約の概算額が分かる書類
- （8） 事業の用に供する土地及び事業所の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- （9） 事業所に設置する機械設備のカタログ又は仕様書等
- （10） 当該事業所において予定される常用雇用者及び総雇用者数を記載した書類
- （11） 国税、地方税を直近までに完納したことを証する書類
- （12） 収支計画書（3 か年分）
- （13） 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は、理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第 1 項第 4 号から第 11 号までに掲げる書類の提出時期を延期することができる。

（指定の通知）

第 5 条 村長は、条例第 7 条第 1 項の規定により指定事業者の指定をしたときは、檜原村指定事業者指定書（様式第 2 号）により、指定を行わないときは檜原村指定事業者不指定書（様式第 3 号）により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、条例第 7 条第 2 項の規定により指定に条件を付したときは、前項の指定書にその条件を記載するものとする。

（助成金の交付申請）

第 6 条 条例第 10 条第 1 項の規定により助成金の交付を受けようとする指定事業者は、助成金交付申請書（様式第 4 号）により村長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期間及び助成金交付申請書に添付する書類は、別表第 1 のとおりとする。ただし、添付する書類について村長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

（助成金の交付の要件）

第 7 条 条例第 10 条第 2 項に規定する助成金の交付の要件は、別表第 2 のとおりとする。

（助成金の交付決定）

第 8 条 村長は、条例第 10 条第 2 項の規定により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第 5 号）により当該指定事業者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 指定事業者は、前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けたときは、村長に対し、助成金交付請求書(様式第6号)により助成金を請求するものとする。

(変更の申請及び承認)

第10条 指定事業者は、条例第12条第1項の規定による変更の申請をするときは、檜原村指定事業者指定内容変更申請書(様式第7号)により村長に行うものとする。この場合においては、村長が必要と認めるときは、指定事業者は、その変更に係る事実を証する書類を添付しなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する承認は、檜原村指定事業者指定内容変更承認書(様式第8号)により行うものとする。

(事業開始の報告)

第11条 指定事業者は、事業開始の日から60日以内に、事業開始報告書(様式第9号)に、村長が必要と認める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(事業廃止又は休止の届出)

第12条 指定事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、事業廃止(休止)届(様式第10号)により村長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定の取消し)

第13条 村長は、条例第13条第1項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、檜原村指定事業者指定取消通知書(様式第11号)により当該企(起)業者に通知するものとする。

2 村長は、条例第13条第2項の規定により助成金の返還を命ずるときは、助成金返還命令書(様式第12号)により行うものとする。

(地位の承継の申請等)

第14条 指定事業者の事業を承継した企(起)業者は、檜原村指定事業者指定承継申請書(様式第13号)に村長が必要と認める書類を添えて、速やかに村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに審査し必要に応じ調査等を行ない、適当と認める時は檜原村指定事業者指定承継承認通知書(様式第14号)により、適当と認めないときは檜原村指定事業者指定承継不承認通知書(様式第15号)により、当該企(起)業者に通知するものとする。

(決算の報告)

第15条 指定事業者は、事業を開始した営業年度から5営業年度において、決算書の写しを決算日から60日以内に村長へ提出しなければならない。

(企(起)業誘致審査委員会)

第16条 村長は、条例第7条第1項に定める指定事業者の指定の審査及び調査を行うため、檜原村企(起)業誘致審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置することができる。

2 審査委員会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

助成金の種類	申請の期間	添付書類
操業助成金	事業開始の日以後に賦課される各年度の固定資産税の最終の納期限の日から3か月以内の期間	(1)村税を直近納期限までに完納したことを証する書類 (2)その他村長が必要と認める書類
雇用促進助成金	新規雇用の日から1年後から3か月以内の期間	(1)新規雇用した者の住民票の写し（事業開始の日から1年を経過した日以後に交付されたものに限る。） (2)雇用保険被保険者証の写し (3)その他村長が必要と認める書類
上下水道料金及び電気料金助成金	事業開始の日の属する月から1年分ごとを単位として各年分の上下水道料金及び電気料金の完納後から3か月以内の期間	(1)上下水道料金及び電気料金を指定納期限までに完納したことを証する書類 (2)その他村長が必要と認める書類
用地取得助成金	事業開始の日から1年以内の期間	(1)土地の購入代金又は賃貸料の全額の支払を明らかにする書類 (2)事業の用に供する購入した土地の所在、地番及び地積を明らかにする書類又は賃貸用施設の用に供する家屋の所在並びに土地の所在、地番及び地積を明らかにする書類 (3)その他村長が必要と認める書類
用地造成助成金	事業開始の日から1年以内の期間	(1)施設の建設のための造成代金の全額の支払を明らかにする書類 (2)その他村長が必要と認める書類
施設設置助成金	事業開始の日から1年以内の期間	(1)事業所の建設代金の全額の支払を明らかにする書類 (2)その他村長が必要と認める書類
機械設備設置助成金	事業開始の日から1年以内の期間	(1)償却資産に係る固定資産税の課税対象となった機械設備であることを証する書類 (2)新たに設置し、償却資産に係る固定資産税の課税対象となった機械設備の全額の支払を明らかにする書類 (3)その他村長が必要と認める書類
利子補給助成金	当該事業の用に供するための融資の返済を開始した月から1年分を単位として各年分の返済後から3か月以内の期間	(1)当該事業の用に供するための融資を受けたことを明らかにする書類 (2)その他村長が必要と認める書類

別表第 2（第 7 条関係）

助成金の種類	助成金の交付の要件
操業助成金	指定事業者が、村税を当該税の直近納期限までに完納していること。
雇用促進助成金	指定事業者の代表者の配偶者又は 3 親等以内の親族でない者のうち雇用開始日以前から本村に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の規定により住民基本台帳に登録された者で、新規雇用したものを事業開始の日から 1 年以上継続して雇用したこと。ただし、2 年目の適用については、前年までの適用人数のうち最も多い人数からの増員分を対象とする。
上下水道料金及び電気料金助成金	指定事業者が、事業所において上下水道及び電気を使用することにより徴収される上下水道料金及び電気料金を指定納期限までに完納していること。
用地取得助成金	指定事業者が、購入した土地の購入代金又は賃貸料の全額を支払っていること。
用地造成助成金	指定事業者が、施設の建設のための造成費の全額を支払っていること。
施設設置助成金	指定事業者が、新設し、又は改修した事業所の建設価格の全額を支払っていること。なお、村内既設施設を有する指定事業者の場合、当該事業の用に供するため、新たに村内の土地を購入し、又は賃貸して建設した事業所を対象とする。
機械設備設置助成金	指定事業者が、事業の開始に伴い新たに設置し、償却資産に係る固定資産税の課税対象となった機械設備の全額を支払っていること。
利子補給助成金	指定事業者が、当該事業の用に供するための融資を返済期日までに完済していること。